総務大臣殿

住所 米子市法勝寺町70番地 会社名 株式会社DARAZコミュニティ放送 代表者 代表取締役 冨田 寛

放送番組審議会議事録の提出について

標記について、放送法施行令第8条第1項第3号の規定により、下記の書類を添えて提出します。

記

· 番組審議会議事録(第 80 回、令和 6年 5月 16日開催)

≪別紙≫

- 1 開催年月日 令和6年5月16日(木)
- 2 開催場所 鳥取県米子市法勝寺町 70 番地 DARAZ CREATE BOX 2階会議室
- 3 委員出席

委員総数 5名

出席委員数 4名

出席委員の氏名 石賀 治彦 委員

藤原 幹人 委員

亀井 智子 委員

永見 真澄 委員

欠席委員の氏名 石倉 准次郎 委員

放送事業者側出席者 代表取締役社長 冨田寛

番組制作業務部 永富久之

番組制作業務部 芝吹麻衣

4 議題

○番組についての審議

5 議事の概要

2つの番組を審議対象番組として取り上げ、それについて各委員からの忌憚ない意見をいただき、今後の番組制作・放送局運営の参考とさせていただく。

6 審議内容

① 番組名:「鳥取マガジンのラジオ」

放送日時:毎週水曜日 18:30~19:00(生放送)

出演者:山田菜々海、都丸編集長

内容:"地元を上機嫌に"鳥取・島根の暮らしをよりよくするWEBマガジンとして支持されている「鳥取マガジン」のラジオ番組。鳥取マガジンの掲載記事の紹介や企画特集、ゲストトークを交えながら、人気のWEBメディアとオールドメディア・ラジオによる化学反応をお届けします。

<石賀委員>

- ・力を抜いたトークで個人的に好きな番組、運転しながらでも頭に入ってくる
- ・出演者の語り口も聞き取りやすい
- ライターの方のキャラがおもしろそう
- ・山陰の話題が網羅されていてよかった

<藤原委員>

- ・とても聞きやすくいい番組
- ・生放送と言いながらリスナーからのメールが先週の話題だったのが不思議だった
- ・視聴者の声があるというのは出演者にとっても励みになるだろう
- ・コーナーの間のジングルが効果的
- ・文字だけではない、人の声による伝え方がよい

<永見委員>

- ・今後の成長が見込まれるいい番組、看板番組になるのではというくらい期待できる
- ・出演者2人の声もよい
- ・ダラズFMにとっても鳥取マガジンにとっても相乗効果があるのでは

<藤原委員>

- ・30分がちょうどいいい、ネタごとの時間もちょうどよい
- ・情報をもっておられるので、それをラジオでも展開してもらえるのは素晴らしい
- ・今後は鳥取マガジンらしさを追及していくと他の番組と差別化できるのでは
- ・生放送だったら「明日行こう」と思えるネタを入れてみては

② 番組名:「タスクフォースの公開企画会議ラジオ」

放送日時:毎週金曜日 10:30~11:00 (録音番組)

出演者:鳥取県庁の若手職員のみで構成する組織

「とっとり未来創造タスクフォース」の皆さん

内容:鳥取市のRadio Bird(FM鳥取)で放送している「TOTTORI Free Style Radio」。この番組内の火曜日13時台に生放送でお届けしている「タ

スクフォースの公開企画会議ラジオ」を再編集した番組です。鳥取の 未来を担う次世代の若者たちと一緒に、鳥取の未来について語り、未 来に向けたアイデアを出しあっていきます!

<亀井委員>

- ・タスクフォースの取り組みは以前から知っていた
- ・今回はCAさんがゲストだったが、いろいろな人の話が聞けるのはいい
- ・職員の方の本音の部分が聞けたり、民間の方とのからみが聞けるのは面白い

< 永見委員 >

- ・CAさんがいいお話をしていた、この方はレギュラーなのか?
- ・「タスクフォース」という名前が難しい
- ・「公開」ということは放送の様子が見られるのか気になった
- ・自身の勉強不足かもしれないが1回聞いただけでは番組全体が把握できなかった

<藤原委員>

- ・県庁の2人は番組の中ではどんな役割なのか
- ・若手の職員がどういう立場で話ができるのか、自由に話せているのか気になった
- ・職員としてではなく一市民として話が聞けた方がよかった
- ・BGMの繰返しが気になった

<石賀委員>

- ・まずこのような組織があることに感心した
- ・若い職員が自由闊達な意見を言える場があることがよい
- ・アナウンサーの男性のテンポが早く聞き取れないことがある
- ・せっかく移住定住の話題が出たので県での取り組みを話題に入れてもよかったのでは
- ・若手職員の個人的な意見でよいので聞かせてもらいたい
- 7 審議機関の答申又は意見に対してとった措置の内容及び年月日 特になし
- 8 審議機関の答申又は意見の概要の公表 事務所に備え置き 令和6年 5月 31日 ホームページに掲示 令和6年 6月 1日
- 9 その他参考事項 特になし